

# 日常生活用具給付までの流れ

西尾市福祉課

申請(必ず購入前に申請してください。)

## 申請書類

《障害者手帳を必ずご持参ください》

※難病患者で障害者手帳がない方は、医師の診断書が必要です。

- ・ 日常生活用具給付申請書(住宅改修の場合は別様式となります)
- ・ 西尾市登録業者からの見積書  
(宛先が障害者本人名で、3ヶ月以内に発行されたもの)  
(**ストマ等の見積書は1枚で2ヶ月分まで可、1度の申請で最大6ヶ月分まで可**)
- ・ 購入用具のカタログの写し(ストマ用装具・紙おむつ以外の用具の場合)

申請書  
提出



- ・ 審査後、給付決定通知書を交付(交付には最大2週間ほどかかります)。
- ・ 業者へは給付券を送ります。(どちらも同じ日に郵送します。)

- ・ 世帯の所得状況に応じて、費用の1割をご負担いただく場合があります。
- ・ 同一世帯内に市民税所得割が50万円を超える方がいる場合は給付できません。  
※所得判定について…4～6月の申請は前年度の市民税課税状況、7～翌3月の申請は当年度の市民税課税状況により判定します。(例:令和4年5月申請→令和3年度市民税で判定。)

業者との  
やり取り

決定通知書が届きましたら、業者に連絡し商品を受け取ってください。

- ・ 決定通知書に利用者負担額及び超過利用者負担額が記載されている場合は、その合計額を業者にお支払いください。
- ・ 決定通知書に記載された公費負担額は、後日、市から業者に支払います。

## 注意点

- ・ 必ず購入する前に申請してください。購入後に申請されても給付できません。
- ・ 介護保険で同様の給付が受けられる場合は、介護保険が優先となります。
- ・ 各用具には基準額があり、それを超える金額(超過利用者負担額)は自己負担となります。
- ・ 各用具には耐用年数があります(ストマ装具、紙おむつを除く)。耐用年数の期間中は、修理不能となった場合等を除いて、同じ用具の給付はできません。
- ・ **ストマ装具など給付が月単位の用具は、給付を受けたい月の15日までに申請をお願いします。**
- ・ 複数月分をまとめて給付を受けた場合、途中で用具の変更等はできません。
- ・ 用具の種目や障害の状況によって医師の意見書が必要となる場合があります。